○厚生労働省令第四十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十八日　厚生労働大臣　後藤　茂之

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第１（第１条関係）

有害物質	家庭用品	基準
アゾ化合物（化学的変化により容易に４－アミノジフエニル、オルト－アニシジン、オルト－トルイジン、４－クロロ－２－メチルアニリン、２，４－ジアミノアニソール、４，４′－ジアミノジフエニルエーテル、４，４′－ジアミノジフエニルスルフイド、４，４′－ジアミノ－３，３′－ジメチルジフエニルメタン、２，４－ジアミノトルエン、３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフエニルメタン、３，３′－ジクロロベンジジン、２，４－ジメチルアニリン、２，６－ジメチルアニリン、３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）、３，３′－ジメトキシベンジジン、２，４，５－トリメチルアニリン、２－ナフチルアミン（別名ベーター－ナフチルアミン）、パラ－クロロアニリン、ベンジジン、２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン、２－メチル－５－ニトロアニリン、４，４′－メチレンジアニリン、２－メトキシ－５－メチルアニリン又はパラ－フエニルアゾアニリンを生成するものに限る。）	(1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品	試料１ｇあたり化学的変化により容易に生成する４－アミノジフエニル、オルト－アニシジン、オルト－トルイジン、４－クロロ－２－メチルアニリン、２，４－ジアミノアニソール、４，４′－ジアミノジフエニルエーテル、４，４′－ジアミノジフエニルスルフイド、４，４′－ジアミノ－３，３′－ジメチルジフエニルメタン、２，４－ジアミノトルエン、３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフエニルメタン、３，３′－ジクロロベンジジン、２，４－ジメチルアニリン、２，６－ジメチルアニリン、３，３′－ジメチルベンジジン（別名オルト－トリジン）、３，３′－ジメトキシベンジジン、２，４，５－トリメチルアニリン、２－ナフチルアミン（別名ベーター－ナフチルアミン）、パラ－クロロアニリン、ベンジジン、２－メチル－４－（２－トリルアゾ）アニリン、２－メチル－５－ニトロアニリン、４，４′－メチレンジアニリン、２－メトキシ－５－メチルアニリン又はパラ－フエニルアゾアニリンのそれぞれの量は30μg以下であること。
	(2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品（毛皮製品を含む。）のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物	
塩化水素又は硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	酸の量として10％以下であること。
塩化ビニル	家庭用エアゾール製品	検出されないこと。
４，６－ジクロル－７－（２，４，５－トリクロルフエノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾール	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	試料１ｇあたり30μg以下であること。
ジベンゾ［a，h］アントラセン	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	試料１ｇあたり10μg以下であること。
	(2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	試料１ｇあたり３μg以下であること。
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	アルカリの量として５％以下であること。
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗浄剤	0.1W／W％以下であること。